

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 29 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第70号

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則（令和 2 年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。